

#### 貸出車両

トヨタ車体・コムス

#### 借受者（使用者）

電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会の参画者及び参画者を構成する者。

#### 貸出

使用方法について協議会に提案し、協議会の承認を得ること。

#### 貸出期間

原則として1ヶ月を単位とし、最長6ヶ月間とする。なお、必要に応じて期間を延長できるものとする。

#### 標識登録（ナンバープレート）

借受者は借り受けるにあたって、標識を登録又は変更し、借受者の名義とする。なお、標識登録の際に必要な税は、協議会で負担するものとする。

#### 自賠責保険

自賠責保険に要する経費は協議会で負担するものとする。

#### 任意保険

借受者は任意保険に加入することとし、任意保険に要する経費は協議会で負担するものとする。また協議会で負担する任意保険の内容は、対人無制限、対物無制限、搭乗者人身障害補償付する。

#### 車両の維持管理

車両の維持管理に要する経費は、協議会が負担するものとする。

#### 貸出料

貸出料は無料とする。

#### 返却等

次の借受者に引渡し、または返却する際は、清掃を行うものとする。また、満充電の状態  
で返却すること。

#### 燃料等

走行に必要な電力は、借受者により負担するものとする。

#### 事故等の届出

事故が発生したときは、協議会に速やかに事故報告書を提出すること

#### 損害賠償等

借受者は、貸出車両の使用により他人に損害を与えたときは、加入保険で補填される部分を除き、その損害を賠償しなければならない。

また、貸出車両を損傷し、又は亡失したときは、借受者の責任において現状に復し、損害賠償を行うものとする。協議会が借受者が負担すべき損害額を支払ったときは、直ちにその支払った額を協議会に弁済するものとする。